

JR東海労ニュース

No.1243

2009年3月18日

JR東海労働組合

09JR春闘シリーズ ⑧

賃上げゼロ回答！ 夏季手当は2.95ヶ月！

本部は3月18日、第4回団体交渉を開催し「2009年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求の申し入れ」について回答を受けました。

回答

1. 平成21年度新賃金

定期昇給のみ実施する。なお、標準乗数は4とする。

2. 平成21年度夏季手当

(1) 支給月数は、2.95箇月とする。

(2) 支給日は、6月30日以降準備でき次第とする。

3. 諸手当等の改訂

定期昇給における特別加算について、次の各号に定める額に標準乗数を乗じて得た額以内の額を加算することとする。

(1) 現等級経過年数が6年以内の場合・・・1,200円

(2) 現等級経過年数が7年以上の場合・・・600円

4. その他制度改正

契約社員の期末手当調査期間を、社員と同様、夏季手当については前年10月1日から3月31日まで、年末手当については4月1日から9月30日までとする。

3項の諸手当等の改訂については、賃金規程の第23条による（抜てき昇給）に関する事柄で、「特に優秀な社員については、定期昇給のほかに、基準昇給額に乗数を乗じて得た額以内の額を特別加算として加算する」というもので賃上げとはまったく関係のないものです。

本部はこの回答を受けて、厳しい経済状況にあっても有額回答を行っている企業もあること。そして何より1,200億円以上の純利益を確保していることから、ベースアップを行える企業体力は十分であると主張し、同日、「申第30号」で賃上げと夏季手当について再申し入れを行いました。

再考せよ！再申し入れ！